

有限会社 ピア・サポート

訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社 ピア・サポートが開設する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対して、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の回復をめざし支援する。
2. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 3. 上記の他「指定居宅サービスの事業の人員及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）」の第13条の具体的取扱方針を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 有限会社 ピア・サポート訪問看護ステーション
- （2）所在地 京都府舞鶴市竜宮町3番地の18

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者： 看護師 1名
管理者は所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- （2）職員： 看護師 5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
介護職員 0名
必要な場合、訪問看護の補助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、有限会社 ピア・サポート就業規則に準じて定めるものとする。

- （１）営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （２）営業時間：午前9時から午後5時までとする。

（指定訪問看護の提供方法及び内容）

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- （１） 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- （２） 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- （３） 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから、舞鶴市医師会または舞鶴市高齢者サービス調整チームに主治医の選定を依頼する。
- （４） 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- （１） 病状・障害の観察
- （２） 清拭・洗髪等による清潔の保持
- （３） 食事および排泄等日常生活の世話
- （４） 褥創の予防・処置
- （５） リハビリテーション
- （６） ターミナル・ケア
- （７） 認知症患者の看護
- （８） 療養生活や介護方法の指導
- （９） カテーテル等の管理
- （10） その他医師の指示による医療処置

（通常の事業の実施範囲）

第8条 事業を行う範囲は、原則として舞鶴市内とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- 3. 原因と結果・責任の所在と内容の明確化を行い、具体的な対応策・再発防止策を話し合い、今後の対応を決定し実施する。

（介護保険法の指定訪問看護の利用料）

- 第10条 訪問看護を提供した場合、厚生労働省の定める介護報酬告示上の費用の
 一割（一定以上の所得のある利用者は二割）を、利用料として徴収する。
 又、法定代理受領分以外については厚生労働省の定める介護報酬告示上の
 費用の全額を、利用料として徴収する。
2. その他の利用料として、通常の訪問看護の実施地域外への訪問看護にか
 かる交通費（ガソリン代相当額）を徴収する。
 舞鶴市との境界を起点として
 ＊片道 10キロメートル以内の場合、200円（往復分）
 ＊以後 1キロメートル増す毎、 20円（往復分）加算する。
 但し、厚生労働大臣が定める中山間地域等に居住する利用者に対しては、
 徴収しない。

（健康保険法の指定訪問看護の利用料）

- 第11条 健康保険法の規定による訪問看護事業(以下「指定訪問看護」という。)
 の提供に係る基本利用料は、医療保険各法に基づく厚生労働省令で定め
 る基準による額とする。又、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に
 よる老人訪問看護事業(以下「老人訪問看護」という。)の提供に係る基
 本利用料は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく厚生労働省令で
 定める基準による額とする。
2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その
 趣旨の理解を得ることとする。
3. その他利用料として、次の額を徴収する。
 （1）営業時間内で90分を超える訪問看護料：30分当たり1,000円
 （2）営業日以外の訪問看護料：1日 2,000円
4. 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場
 合は、次の額を徴収する。
 舞鶴市との境界を起点として
 ＊片道 10キロメートル以内の場合、200円（往復分）
 ＊以後 1キロメートル増す毎、 20円（往復分）加算する。
5. 日常生活上必要な物品 実費
6. 死後の処置料 15,000円

（苦情処理）

- 第12条 指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必
 要な措置を講ずる。
- ・苦情対応方法について
 担当者及び所長が事実の調査と対応方法を検討。
 原因と結果・責任の所在と内容の明確化。
 具体的な対応策・再発防止策を話し合い、今後の対応を決定。
 事実と改善対応方法を報告し実施。

（事故発生時の対応）

第13条 担当者から報告を受け、管理者が対応します。（サービス相談窓口と同様）

・対応方法について

急性が高いか低いかを判断。

高い場合は救急車を要請し搬送。

事業所・主治医・担当ケアマネジャー・家族・緊急連絡先に連絡。

原因と結果・責任の所在と内容の明確化。

具体的な対応策・再発防止策を話し合い、今後の対応を決定し実施。

* 看護師賠償責任保険に加入しています。

（個人情報保護）

第14条 個人情報保護について

（1）個人情報保護に関する方針

・ピア・サポート訪問看護ステーションは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護する為に次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

・個人情報は適正な取得に努め、使用目的を達成する為には正確・最新の内容を保ちます。

・通常、必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。

個人情報は利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

尚、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応をいたします。意思表示の無い場合は同意が得られたものとします。

上記以外で個人情報を第3者に提供する際は、あらかじめご本人の同意を文書で得ます。

ただし、都道府県等外部監査機関などは第3者に該当しない為に、文書で同意を得ない事があります。

・個人情報の保護に対する照会にはいつでも問い合わせ窓口で対応します。

・従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。

・個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。

・個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。

・個人情報の確認・訂正・利用停止・第3者への提供の停止を求められた場合は、その要求が適正かを遅滞なく必要な調査の上、判断して対応いたします。

（2）ご利用者様の個人情報の利用目的

訪問看護を実施する為、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○訪問看護ステーション内での利用

・ご利用者様に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）

・医療保険・介護保険請求等の事務

・事故等の報告・連絡・相談

・ご利用者様への看護サービスの質向上（ケア会議、研修等）

・その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

○他の事業所等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・医療保険・介護保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○その他上記以外の利用目的

- ・看護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行なわれる学生の実習への協力
- ・学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
3. その他虐待防止のために必要な措置とは、別途定める虐待防止対応規定によるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第18条 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
 3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、ピア・サポート訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 9月 1日より施行する。

平成16年 6月 1日改正した。

平成16年10月25日改正した。

平成17年 4月 1日改正した。

平成18年 4月 1日改正した。

平成18年10月16日改正した。

平成19年 4月 1日改正した。

平成20年 4月 1日改正した。

平成21年 4月 1日改正した。

平成22年 4月 1日改正した。

平成23年 4月 1日改正した。

平成23年11月15日改正した。

平成24年 4月 1日改正した。

平成26年 4月 1日改正した。

平成26年 7月22日改定した。

平成27年 4月 1日改正した。

平成28年 4月 1日改正した。

令和 3年 4月 1日改正した。

令和 4年 4月 1日改正した。

令和 7年 4月 1日改正した。